

令和 2 年 5 月 2 7 日

議 案
(そ の 1)

5 月 定 例 会 議

常 総 市

議案第2号

常総市消防団条例の一部を改正する条例について

常総市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めらる。

令和2年5月27日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、常総市消防団の組織体制を見直し、部長の階級を廃止したことから当該階級に係る報酬額を削る改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市消防団条例の一部を改正する条例

常総市消防団条例（昭和54年水海道市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中第5号を削り，第6号を第5号とし，第7号を第6号とする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第3号

常総市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

常総市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年5月27日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律等が改正され、災害援護資金の貸付を受けた者に係る償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大等の措置が講じられたことに伴う改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

常総市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年水海道市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予，償還免除，報告等，一時償還及び違約金については，法第13条，第14条第1項及び第16条並びに令第8条，第9条及び第12条の規定によるものとする。

附則第2項中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第4号

常総市防災基本条例について

常総市防災基本条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年5月27日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、防災対策について、市民、事業者及び市が一丸となり、それぞれの役割を遂行し、防災先進都市として災害に強いまちづくりの決意を表明するため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市防災基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 市民、事業者及び市の責務（第5条—第7条）

第3章 予防対策（第8条—第15条）

第4章 応急復旧対策（第16条—第18条）

第5章 復興対策（第19条）

第6章 雑則（第20条）

附則

本市は、利根川東遷事業や周辺の河川改修により水運に恵まれ経済的変革を遂げてきた。一方で、多くの水災害にも見舞われ、平成27年関東・東北豪雨では市域の3分の1が浸水する甚大な被害が発生している。また、茨城県南部の地震発生も危惧されていることや首都直下地震緊急対策区域に指定されていることなどから、地域社会が相互に助け合うことの重要性は、これまで以上に不可欠なものとなっている。

災害の発生が大規模多様化する中で、災害から市民の生命と暮らしを守るためには、自らのことは自ら守る自助、地域においてお互い助け合う共助、行政が市民や事業者を災害から守る公助が協力し、継続して防災対策に取り組むことが大切である。

ここに市民、事業者及び市が一丸となり、それぞれの役割を遂行し、防災先進都市として災害に強いまちづくりの決意を表明するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関する基本理念を定め、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、予防対策、応急復旧対策、復興対策その他必要な災害対策の基本的事項を定めることにより災害対策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が安心して暮らすことのできる災害に強いまちを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者及び居住する者をいう。
- (4) 自主防災組織 自主防災組織（法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域に防災を主たる目的として市民が自主的に設置する組織をいう。
- (5) 防災関係機関 警察、自衛隊、法第2条第4号に規定する指定地方行政機関、同条第5号に規定する指定公共機関及び同条第6号に規定する指定地方公共機関並びに法第7条第1項に規定する公共的団体及び防災上重要な施設の管理者並びに市の区域内の消防機関（消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条各号に掲げる機関（同条第3号の消防団を除く。）をいう。）をいう。
- (6) 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
- (7) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- (8) 避難所 避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一定期間滞在させるための施設をいう。

（基本理念）

第3条 市民、事業者及び市は、次に掲げる理念に基づき、それぞれの責務と役割を果たし、協働により継続的に災害対策を充実させるよう努めなければならない。

- (1) 自らのことは自らが守る自助の理念
- (2) 地域において助け合いお互いを守る共助の理念
- (3) 市が市民及び事業者を災害から守る公助の理念

（地域防災計画への反映）

第4条 常総市防災会議（法第16条第1項の規定により置かれる市町村防災会議をいう。以下同じ。）は、常総市地域防災計画（法第42条第1項の規定に

より常総市防災会議が作成した市町村地域計画をいう。)を修正する場合は、前条に規定する基本理念を反映させなければならない。

第2章 市民、事業者及び市の責務

(市民の責務)

第5条 市民は、自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、地域の一員として協力し、相互の安全の確保に努めなければならない。

2 市民は、国、茨城県（以下「県」という。）、市及び防災関係機関が実施する災害対策に協力するよう努めなければならない。

3 市民は、自ら災害に備えるため、平常時から次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

(1) 所有し、又は管理する建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の耐震性の確認、耐震改修の実施その他の対策

(2) 家具の転倒の防止

(3) 災害時における初期消火、被災者の救助、応急手当その他の初期活動を円滑に行うための準備

(4) 食品、飲料水その他の災害時において必要となる物資（以下「備蓄品」という。）の確保

(5) 外出先からの帰宅方法及び家族間の連絡方法の確認

(6) 避難先並びに避難の経路及び方法の確認

(7) 前各号に掲げるもののほか、災害対策に関し必要な事項

(事業者の責務)

第6条 事業者は、従業員及び事業所に来所する者（以下この条において「従業員等」という。）並びに管理する施設及び設備の安全の確保に努めなければならない。

2 事業者は、地域の一員として協力し、事業所の周辺地域における市民の安全の確保に努めなければならない。

3 事業者は、自ら災害に備えるため、平常時から次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

(1) 所有し、又は管理する建築物等の耐震性の確認、耐震改修の実施その他の対策

(2) 事業活動で使用する物品、機器設備等の転倒の防止

(3) 災害時における初期消火、被災者の救助、応急手当その他の初期活動を円滑に行うための準備

- (4) 災害時に従業員等を一時的に待機させる場所の確保
- (5) 備蓄品の確保
- (6) 避難所及び避難場所（災害が発生し，又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のために一時的に滞在する施設又は場所をいう。以下同じ。）並びに避難の経路及び方法の確認並びに従業員等への周知
- (7) 災害時における情報の収集及び伝達の方法に係る確認及び確保並びに当該方法の従業員等への周知
- (8) 被災後に事業を早期に再開し，及び継続するための計画の策定並びに災害に対する危機管理体制の整備
- (9) 前各号に掲げるもののほか，災害対策に関し必要な事項
（市の責務）

第7条 市は，市民の生命，身体及び財産並びに事業者の財産を災害から守るとともに，被害を最小限にとどめるため，次に掲げる施策を実施しなければならない。

- (1) 災害対策に関する計画の策定及び必要な体制の整備
- (2) 国，県及び防災関係機関並びに市民，自主防災組織，事業者等と連携した災害対策の実施
- (3) 被災者支援のための体制整備
- (4) 市民，自主防災組織，事業者等（以下「市民等」という。）の防災意識の高揚及び災害に対する対応力の向上のための啓発活動
- (5) 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指導，助言及び支援
- (6) 市が所有する建築物の必要に応じた耐震診断及びその結果に基づく耐震改修の実施
- (7) 市が管理する道路，橋りょう，河川，排水路施設，上下水道施設等の安全の確保
- (8) 避難者等に必要となる備蓄品の確保
- (9) 前各号に掲げるもののほか，災害対策の推進に関し必要な事項

第3章 予防対策

（災害に強いまちづくりの推進）

第8条 市は，道路，河川，公園等の都市基盤の整備，市街地の再整備その他の事業を通じて，災害に強いまちづくりを総合的に推進するものとする。

（防災に関する知識の普及等）

第9条 市は，防災に関する知識の普及及び情報の提供を積極的に推進し，市民

等の防災意識の高揚を図るものとする。

- 2 市は、防災に関する市民の理解を深め、防災活動を支える人材を育成するため、学校教育その他の機会を通じ、防災に関する知識及び技術の習得に資するための教育を充実させるものとする。
- 3 市は、市民等が行う防災に関する啓発活動に対し、必要な支援を行うものとする。
- 4 市は、防災訓練、研修等の実施により、職員の防災に関する知識及び技術の習得を図るものとする。
- 5 市民は、平常時から防災に関する知識及び技術を習得するとともに、防災意識の高揚に努めるものとする。
- 6 市民及び市は、過去の災害に関する教訓及び先人からの災害に関する伝承を後世へと引き継ぐよう努めるものとする。
- 7 事業者は、防災訓練、防災に係る研修等の実施により、従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供するよう努めるものとする。

(自主防災活動の推進)

第10条 市は、市民等が地域において自主的かつ組織的に行う防災に関する活動（以下「自主防災活動」という。）を推進するため、積極的に支援及び協力を行うものとする。

- 2 市は、自主防災活動を推進するため、自主防災活動に係る指導的役割を担う人材の育成に努めるものとする。
- 3 市民は、自主防災活動に積極的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、自主防災活動に協力するよう努めるものとする。
- 5 市民等、常総市消防団及び民生委員法（昭和23年法律第198号）に規定する民生委員（以下「民生委員」という。）は、災害時の対応を円滑に行うため、平常時から連携を図るよう努めるものとする。

(災害に係るボランティア活動の推進)

第11条 市及び社会福祉法人常総市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、活動拠点の提供その他必要な支援により、災害に係るボランティア活動の環境整備に努めなければならない。

- 2 市及び社会福祉協議会は、平常時から県及び特定非営利活動法人、ボランティア団体等（以下「特定非営利活動法人等」という。）との連携を図り、災害

に係るボランティア活動の啓発及びボランティアの育成に努めなければならない。

(要配慮者への支援)

第12条 市は、避難所のバリアフリー化、備蓄品の確保その他の要配慮者に対する支援対策を行うものとする。

2 市民等、常総市消防団及び民生委員は、相互に協力して要配慮者の支援に努めるものとする。

3 要配慮者は、自らの住まいの安全の確保に努めるとともに、避難の支援を受けるために必要な情報の提供、地域住民等との交流、関係づくり等に努めるものとする。

4 市は、法第49条の11第2項の規定により避難行動要支援者名簿（法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者名簿をいう。）に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意の上、避難支援等関係者（法第49条の11第2項の規定する避難支援等関係者をいう。）に対し提供するものとする。

5 前項の規定により名簿情報の提供を受けようとする者は、避難行動要支援者の支援を円滑に行うための体制の整備に努めなければならない。

6 第4項の規定により名簿情報の提供を受けた者は、当該名簿情報を適正に管理するとともに、正当な理由なく避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(情報収集及び提供)

第13条 市は、災害に関する情報基盤を整備し、並びに防災のために必要な情報を収集し、及び伝達する方法を確保するものとする。

2 市は、市内において発生することが予想される災害に関する情報を収集し、災害対策に反映するものとする。

3 市は、市民等に対し、あらかじめ、避難所の位置その他避難するために必要な情報を提供するものとする。

4 市民等は、災害時に適切な行動をとるため、防災に関する情報を自ら積極的に収集するよう努めるものとする。

(災害の防止対策の推進)

第14条 市は、災害の発生を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐとともに、市民の安全を確保するために必要な対策を講ずるもの

とする。

- 2 市内の土地又は建築物等の所有者又は管理者は、当該土地又は建築物等の適切な管理に努めるものとする。
- 3 市内の屋外広告物、建築物の屋外に面している壁面タイルその他災害時において落下のおそれのある物（この項において「落下対象物」という。）及び道路その他の公共の場所に沿って設けられているブロック塀、自動販売機その他災害時において転倒のおそれのある物（この項において「転倒対象物」という。）を所有し、又は管理する者は、落下対象物の落下の防止及び転倒対象物の転倒の防止に努めるものとする。
- 4 市は、前2項に規定する措置を講ずる者に対し、必要に応じて助言若しくは指導を行い、又は報告を求めることができる。

（協定の締結）

第15条 市は、災害時の避難場所の提供、災害に関する情報の市民等への提供、災害時に必要とする物資又は資器材の供給、緊急輸送の確保その他応急復旧対策及び復興対策に関し、他の地方公共団体、公共的団体、事業者等に対し、協力の要請を迅速かつ円滑に行うことができるよう、あらかじめ、防災に係る協定を締結し、必要な体制を整備するものとする。

第4章 応急復旧対策

（応急復旧活動）

第16条 市は、災害時における救援活動及び迅速な応急復旧活動を行うため、国、県及び防災関係機関と連携して必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民等に対し、直ちに、避難及び被害の状況、応急措置等に関する情報を提供するものとする。

（災害時の活動）

第17条 市、市民等、常総市消防団、民生委員、防災士（特定非営利活動法人日本防災士機構に認証され、その防災士台帳への登録が行われた者をいう。）及び特定非営利活動法人等は、災害時においては、相互に連携し、及び補完して、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 災害に関する情報の収集及び伝達
- (2) 出火防止及び初期消火
- (3) 被災者の救出、救護、搬送等
- (4) 要配慮者への支援

- (5) 帰宅困難者への支援
 - (6) 避難所の運営協力
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、災害時の応急対応に関し必要な事項
- 2 市民等、民生委員及び特定非営利活動法人等は、災害時に市が講ずる措置に積極的に協力するよう努めるものとする。
- (帰宅困難者対策)

第18条 市は、帰宅困難者に対し、避難及び帰宅のための情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

- 2 事業者は、従業員の円滑な帰宅及び帰宅困難者の安全の確保のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。
- 3 帰宅困難者は、自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、市及び事業者が講ずる措置に協力するよう努めるものとする。

第5章 復興対策

第19条 市は、災害により甚大な被害を受けた場合において、市民生活の再建及び安定を図るため、国、県及び防災関係機関と連携を図りながら災害復興の事業計画を策定し、被災した区域の復興に関する事業を行うものとする。

- 2 前項の場合において、市民及び事業者は、相互に協力し速やかに、市民生活及び事業活動を再建し、及び被災した区域の復興を図るよう努めるものとする。
- 3 市民及び事業者は、市の実施する被災した区域の復興事業の推進に協力するよう努めるものとする。

第6章 雑則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号

常総市税条例の一部を改正する条例について

常総市税条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年5月27日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、地方税法が改正され、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、市税等の徴収猶予の特例、軽自動車税環境性能割の軽減の延長等の措置が講じられたことに伴う改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市税条例の一部を改正する条例

(常総市税条例の一部改正)

第1条 常総市税条例(昭和33年水海道市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第12条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「, 第61条又は第62条」を, 「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「, 第61条若しくは第62条」を加える。

附則第12条の2第25項中「3分の2」を「, 3分の2」に改め, 同条に次の1項を加える。

27 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は, 零とする。

附則第12条の4中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第31条の次に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第31条の2 第9条第7項の規定は, 法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 常総市税条例の一部を次のように改正する。

附則第12条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に, 「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第12条の2第27項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第31条の2の次に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第31条の3 所得割の納税義務者が, 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち, 市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金, 参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には, 当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第3

14条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第31条の4 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第24条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

議案第6号

常総市介護保険条例の一部を改正する条例について

常総市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年5月27日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は，介護保険法施行令が改正され，第1号被保険者の減額賦課に係る減額幅が引き上げられたことから，令和2年度の保険料率を改めるため，これを提出する。

常総市条例第 号

常総市介護保険条例の一部を改正する条例

常総市介護保険条例（平成12年水海道市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「令和元年度及び」を削り、「25,200円」を「20,400円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び」を削り、「25,200円」を「20,400円」に、「38,400円」を「31,200円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び」を削り、「25,200円」を「20,400円」に、「45,600円」を「44,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第7条及び次項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 改正後の常総市介護保険条例の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第7号

常総市保育所設置条例の一部を改正する条例について

常総市保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年5月27日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、常総市水海道第五保育所について、「常総市立保育所のあり方」に基づき民営化することとし、令和3年3月31日をもって廃止するため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市保育所設置条例の一部を改正する条例

常総市保育所設置条例（昭和35年水海道市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表常総市水海道第五保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 8 号

財産の無償譲渡について

常総市水海道第五保育所の用に供されていた建物等について，次のように無償で譲渡したいので，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 5 月 27 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は，議案第 7 号において廃止する常総市水海道第五保育所の用に供されていた建物等について，保育所の設置の認可を受け，令和 3 年 4 月 1 日以後に当該保育所の運営を予定する社会福祉法人に無償で譲渡するため，これを提出する。

1 無償譲渡する財産の内容

- (1) 名称 常総市水海道第五保育所
 (2) 所在 常総市大生郷町801番地1
 (3) 種類

ア 建物

用途	構造	延床面積	建築年
園舎	鉄骨造平屋建	596.16平方メートル	昭和51年
	木造平屋建	7.52平方メートル	昭和57年
ポンプ室	コンクリートブロック造平屋建	15.75平方メートル	昭和51年
倉庫	木造平屋建	19.44平方メートル	
計		638.87平方メートル	

- イ 工作物 一式
 ウ 立木 一式
 エ 備品 一式

- 2 無償譲渡の相手方 茨城県常総市馬場2245番地
 社会福祉法人 石下福祉会
 理事長 滝田 美井子

- 3 無償譲渡の目的 常総市水海道第五保育所について、「常総市立保育所のあり方」に基づき民営化することに伴い、公募により選定した相手方に対して、常総市水海道第五保育所の用に供されていた建物等は無償で譲渡することにより、民営化後における安定的な保育運営及び施設整備に資することを目的とする。

- 4 無償譲渡の時期 令和3年4月1日

議案第9号

常総市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

常総市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年5月27日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状により感染が疑われる場合において、労務に服することができなくなったときに、療養中の生活を保障するための傷病手当金を支給することとし、当該傷病手当金の支給に必要な改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市国民健康保険条例の一部を改正する条例

常総市国民健康保険条例（昭和52年水海道市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第6条～第10条）」を「（第6条—第10条）」に，「（第11条～第13条）」を「（第11条—第13条）」に，「（第15条～第21条）」を「（第15条—第21条）」に，「（第22条～第24条）」を「（第22条—第24条）」に改める。

附則に次の6項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 3 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい，賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は，その者の属する世帯の世帯主に対し，その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について，傷病手当金を支給する。
- 4 傷病手当金の額は，1日につき，傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に，5円未満の端数があるときは，これを切り捨て，5円以上10円未満の端数があるときは，これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に，50銭未満の端数があるときは，これを切り捨て，50銭以上1円未満の端数があるときは，これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし，健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額（その額に，5円未満の端数があるときは，これを切り捨て，5円以上10円未満の端数があるときは，これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に，50銭未満の端数があるときは，これを切り捨て，50銭

以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)を
超えるときは、その金額とする。

- 5 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

- 6 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、附則第4項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

- 7 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 8 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の附則第3項から第8項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

議案第10号

常総市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

常総市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年5月27日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状により感染が疑われる後期高齢者医療制度の資格を有する被用者に対し、茨城県後期高齢者医療広域連合が傷病手当金を支給することから、支給に係る事務の一部を本市が行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

常総市後期高齢者医療に関する条例（平成20年常総市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第6条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の
受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第11号

常総市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

常総市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年5月27日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、石下総合体育館のメインアリーナ等に冷暖房設備を設置したことから、当該冷暖房設備に係る使用料の額を定めるため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常総市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年水海道市条例第150号）の一部を次のように改正する。

別表第3石下総合体育館の部を次のように改める。

石下総合体育館	メインアリーナ	照明設備	半面	1,000
			全面	2,000
		冷暖房設備		4,200
		放送設備		1,000
	サブアリーナ	照明設備		150
		冷暖房設備		400
	柔道場・剣道場	照明設備		200
		冷暖房設備		800

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

土地改良法による土地改良事業施行に伴う字の区域の一部変更について

土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業施行に伴う字の区域の一部変更につき，地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により，別紙変更調書のとおり議会の議決を求める。

令和2年5月27日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は，茨城県が施行する県営畑地帯総合整備事業における鴻野山地内の畑地の土地改良に関し，全ての工事が完了したことから，予定される換地処分に先立って，字の区域を変更し，字界を換地後の土地の境界に整合させる必要があるため，これを提出する。

変 更 調 書

鴻野山字鹿島窪に変更する区域

鴻野山字丸山

354の一部, 355の一部

鴻野山字丸山南雪類

361

鴻野山字大舟戸脇

372, 375, 376の2

鴻野山字分ヌキ

373の1の一部, 374の一部

及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部

鴻野山字五輪に変更する区域

鴻野山字鹿島窪

362の1の一部, 362の2, 363の一部

鴻野山字分ヌキ

373の1の一部, 373の2, 374の一部, 381の2, 512の1,
512の2

鴻野山字大舟戸脇

382の2

鴻野山字大舟戸

383の2, 388の2, 389の2

鴻野山字五輪西

483の1の一部, 485の一部, 539から541まで, 543から56
1まで, 567, 601

鴻野山字ウツキ合

476の一部, 486の一部, 487の一部, 488, 489の1, 489
の2, 490から492まで, 494, 495, 496の1の一部, 496
の2, 497から501まで, 502の2, 503の2, 504の1, 50
4の2, 505, 507から510まで, 513, 514の1, 514の2,
524

鴻野山字南中割

515, 525から529まで, 533の1, 536, 537
鴻野山字大舟戸東

523

鴻野山字香取南

535の1

鴻野山字五輪前

564, 568, 570, 571の一部, 573の一部

鴻野山字五輪南

569, 569の1の一部

鴻野山字下荒久

592の一部, 594, 596, 598, 599

鴻野山字五輪東

595, 602, 635から638まで, 644, 653, 654の一部,
655の一部

鴻野山字塚前

603, 604, 605の一部, 607, 608, 609の1, 610の1,
612の一部, 613の一部, 614の1の一部

鴻野山字毒替

626の一部, 627の一部, 630, 639から642まで

鴻野山字平六久保西代

629の一部, 631の一部

鴻野山字長作田西代

632の一部, 633, 634

鴻野山字五輪久保

643, 645, 646

鴻野山字五輪窪

647の1, 647の2, 650, 652

鴻野山字長作

794

及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部

鴻野山字山崎に変更する区域

鴻野山字大舟戸

389の3, 390の1, 390の2の一部, 390の3
鴻野山字大舟戸前

401

鴻野山字大舟戸脇

403の1の一部, 404

鴻野山字下荒久

449の2, 450の1の一部, 450の2, 459の一部, 460の2,
461の1の一部, 461の2, 462の2の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部

鴻野山字荒久に変更する区域

鴻野山字大舟戸

390の2の一部

鴻野山字大舟戸脇

403の1の一部, 403の2

鴻野山字山崎

405の1の一部, 405の2, 406の1の一部, 406の2, 407の
1の一部, 407の2, 408の1の一部, 408の2の一部, 444の4
から444の6まで, 445の5, 445の6, 445の7の一部, 446
の1, 446の2, 454

鴻野山字下荒久

447, 448, 450の1の一部, 452, 453, 456から458ま
で, 459の一部, 461の1の一部, 462の2の一部, 464の2, 4
65の2, 467の2, 468の一部, 469の一部, 470, 471, 5
79から581まで, 582の1, 582の2, 583の1, 583の2,
584から590まで, 592の一部, 659, 660の3, 661から6
68まで, 669の1, 669の2, 671

鴻野山字ウツキ合

475, 476の一部, 477, 478, 480, 486の一部, 487の
一部, 496の1の一部

鴻野山字五輪西

482の1, 482の2, 483の1の一部, 483の2, 484, 485
の一部

鴻野山字五輪南

569の1の一部

鴻野山字五輪前

571の一部, 573の一部

鴻野山字本荒久

574から577まで

鴻野山字五輪東

654の一部, 655の一部, 657, 658

及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部

鴻野山字下荒久に変更する区域

鴻野山字荒久

473の一部

及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部

鴻野山字塚前に変更する区域

鴻野山字毒替

621, 623, 626の一部, 627の一部

鴻野山字平六久保

625

鴻野山字平六久保西代

629の一部, 631の一部

鴻野山字長作田西代

632の一部

鴻野山字香取東

841の2

及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部